



保険・医療の手続きをお忘れなく!



就職や退職、引越しをする場合は、以下の届出が必要です。

問合先 国民年金 (市民窓口課 ☎ 76 - 1124)  
 国民健康保険 (保険医療課 ☎ 76 - 1123)  
 後期高齢者医療制度・福祉医療 (保険医療課 ☎ 76 - 1128)

国民健康保険・国民年金 ※国民健康保険の手続きは 14 日以内に届け出が必要です。

事例	区分	必要な手続き	必要なもの
<b>就職</b> 国民年金 (20 歳から 60 歳未満) や国民健康保険に加入していた方が会社などに就職し、被用者年金や被用者保険に加入した場合	国民健康保険	喪失の届出	・国民健康保険証 ・会社などで交付された健康保険証 (被扶養者分を含む)
	国民年金	市役所の窓口での手続きは不要です。	
<b>退職</b> 被用者年金や被用者保険に加入していた方が、その会社などを退職した場合 ※被扶養者も含み、退職と同時に別の会社などに就職し、被用者年金や被用者保険に加入した場合を除く。 ※厚生年金加入者が 65 歳になった時点で、被扶養者となっている 60 歳未満の配偶者は、国民年金の手続きが必要です。	国民健康保険	加入の届出 (被用者保険の任意継続健康保険に加入する方の手続きは不要です。)	・印鑑 ・顔写真付きの本人確認書類 (運転免許証など) ・社会保険喪失連絡票 ・世帯主などの金融機関の預金通帳と金融機関届出印またはキャッシュカード
	国民年金	加入の届出 (20 歳から 60 歳未満の方)	・社会保険喪失連絡票 ・年金手帳 ・印鑑
<b>引越し</b> 国民年金 (1 号被保険者)、国民健康保険に加入している方が住民登録の住所を異動 (住所変更) した場合 ※国外へ転出・国外から転入する場合も届出が必要です。	国民健康保険	加入・喪失・住所変更の届出	・顔写真付きの本人確認書類 (運転免許証など) ・印鑑 (転入、市内転居の場合) ・世帯主などの金融機関の預金通帳と金融機関届出印またはキャッシュカード (転入などの場合) ・国民健康保険証 (転出、市内転居の場合)
	国民年金	住所変更の届出 (市内転居の場合は原則不要ですが、日本年金機構にマイナンバーが登録されていない場合は、届け出が必要です。)	・年金手帳 ・印鑑

後期高齢者医療制度 75 歳 (一定の障がいのある人は 65 歳) 以上の方が加入する医療保険制度です。

事例	必要な手続き	必要なもの
県内市町村からの転入 市内転居 他市町村への転出	資格取得 (変更・喪失) の届出	・健康保険証 ・印鑑 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 (認定者のみ) ・特定疾病療養受療証 (認定者のみ)
県外からの転入	資格取得の届出	・印鑑 ・負担区分等証明書 ・前住地発行の健康保険の被扶養者であったことの証明書 ・障がい認定証明書・特定疾病受療証明書 (認定者のみ)

福祉医療 医療費 (保険診療) の自己負担分を助成する制度です。

【主な資格要件】 子ども (通院は 15 歳到達年度末まで、入院は 18 歳到達年度末まで)、母子・父子家庭 (所得要件などあり)、75 歳以上の方で、寝たきり (要介護 4・5 をお持ちの方で要件あり)、ひとり暮らし高齢者 (市民税非課税要件などあり)、障がい者 (身体障害者手帳 1 級から 3 級、4 級から 6 級の一部、療育手帳 A・B 判定、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級など)

事例	必要な手続き	必要なもの
転入・転出・市内転居	資格の取得・喪失・変更の届出	転入 ・印鑑・加入している健康保険証 ・障害者手帳等資格要件のわかるもの
		市内転居 ・印鑑・受給者証・加入している健康保険証
		転出 ・印鑑・受給者証
加入する健康保険の変更	資格変更の届出	・印鑑・受給者証・変更後の健康保険証

※その他の手続き (亡くなった場合など) についてはお問い合わせください。 ※印鑑はスタンプ印不可です。朱肉をつけて押すものをお持ちください。

※一部の手続きは篠岡支所 (東部市民センター内 ☎ 79 - 8008) でも可能です。



## 協働事業の提案を募集します

問合せ 支え合い協働推進課 (☎ 76 - 1629 土・日・祝休み)  
市民活動センター (☎ 74 - 4011 日・月休み)

### 協働提案事業化制度とは？

市民だけ、行政だけでは解決できないまちの課題があります。



お互いに課題解決のための事業提案をします。

提案書・公開ヒアリングなどの審査で事業化を決定します。

市民(市民活動団体)と行政で事業の詳細について協議し、一緒に事業を行います。



### 市民提案型 きらめき

市民(市民活動団体)から市へ協働事業を提案するタイプ。

2つの提案タイプ

### 行政提案型 はばたき

市から市民(市民活動団体)へ協働事業を提案するタイプ。

【協働団体募集事業(全3事業)】

- ・史跡小牧山清掃事業(小牧山課)
- ・交通安全教室の実施、啓発事業(市民安全課)
- ・「一箱古本市」の開催事業(図書館)

募集期間 4月1日(水)～5月25日(月)必着

### 応募資格

- ① 小牧市市民活動推進条例に基づく「市民活動団体」として登録していること  
▼登録要件 市民活動を行うことを目的とした団体で、  
・3人以上の会員を有していること ・主に市内で活動している、または活動の拠点が市内であること ・代表者や運営方法が、定款、規約、会則等で決まっていること
- ② 「まちを育む 市民と行政の協働ルールブック」に定める事項を遵守できる団体
- ③ 提案事業の契約を有効に締結できる団体

### 提出書類

- 市民提案型「きらめき」**
- ① 協働事業提案書(様式第1)
  - ② 収支予算書(様式第2)
  - ③ 団体概要書(様式第3)
- 行政提案型「はばたき」**
- ① 協働事業提案書(様式第7)
  - ② 団体概要書(様式第3)

### 提出先

支え合い協働推進課または市民活動センター

※提出前に事前にご相談ください。

※詳細は上記窓口、東部・味岡・北里の各市民センターに設置の募集要項またはこちら→



## エコリンからのお知らせ

令和2年4月1日から

スプレー缶類は穴開け不要となります！！

問合せ ごみ政策課 (☎ 76 - 1187)

事故を未然防止するためにも適正排出にご協力をお願いします！



小牧市環境キャラクター「エコリン」

### 出し方の注意

- ① 必ず中身を使い切ってください  
スプレー缶によってガス抜きの方法が異なります。詳細は日本エアゾール協会ホームページ(<https://www.aij.or.jp/>)でご確認ください。
- ② 必ず透明袋(危険ごみ)に入れてください  
スプレー缶や、デジタルカメラや電動シェーバーなどのバッテリー内蔵製品は、収集時に発火する恐れがあるため、白・赤・緑袋には絶対に入れてください。



缶を振って中身の有無を確認しましょう！



### 正しい出し方

※中身が使い切れないものについては、ごみ政策課(本庁舎2階)または各資源回収ステーションへお持ち込みください。

① 使い切る



② 缶を振って中身を確認



③ 屋外で付属のガス抜きキャップでガスを出し切る



④ 穴を開けずに中身の見える透明袋に入れる



⑤ 危険ごみとして資源回収場所へ出す



## 「通学路パトロールボランティア」の活動を紹介します

問合せ 学校教育課 (☎ 76 - 1165)

### 朝や夕方、通学路にいてくれる通称「パトボラさん」

全国で通学中の児童を狙った不審者や交通事故など心配な事案が発生しています。子どもたちの安全の確保をするためには、保護者や地域の皆さんの協力が不可欠な状況となっています。現在、小学校区ごとに多くの方が「通学路パトロールボランティア」として登録していただいています。



### 通学路パトロールボランティアの活動とは？

交通量の多い危険な交差点や見通しの悪い道路、人通りの少ない場所などに立って安全確保をしたり、通学路の道中を付き添うことなどが主な活動です。(令和2年2月現在、市内では約830人が活動中)



通学路パトロールボランティアは、目立つ色のベストや帽子、腕章などを着用します。  
 (\*色やグッズなどは学区によって異なります)  
 児童を見守る“目”があることを周囲にもアピールすることで、不審者等の抑止にもつながります。

### 実際の活動をご紹介します！～本庄小学校区での取り組み～



本庄小学校区通学路パトロールボランティア  
 会長 中山亮さん

本庄小学校区の通学路パトロール活動は、この制度が始まる前年の平成17年度に、本庄区民の運動不足解消を目的とした「地域を歩く取り組み」と「地域貢献の一環の取り組み」として始まりました。

そして翌平成18年度からこの制度が始まり、毎年大勢の方にご登録いただき、令和元年12月現在、市内で最多の198人が登録し、通学路で毎日登下校の見守り活動を行っています。

具体的には通学路を一緒に歩いたり、交差点に立って横断歩道を一緒に渡ったり、道路に飛び出さないように声かけを行っています。暑い日も寒い日もあって大変ですが、子どもたちが笑顔で学校に通えるよう活動しています。

一番のやりがいには子どもたちからの「おはよう！」「ありがとう！」の言葉です。はじめはあいさつできない子がある日、自分からあいさつしてくれたり、学校を卒業してからもすれ違いざまに「おじさん！」と声をかけてくれることもあります。そんな時は「やっていたよかったな」と心から思います。

この活動に「報酬」はありません。でも地域に住むかわいい子どもたちとおしゃべりができて、成長を見守るという何よりの「ごほうび」をもらうことができます。それが私が長年続けている最大の理由です。このほかにも、朝夕に通学路に立つおかげで、規則正しい生活のリズムができます。健康保持のためにもこの活動を続けていきたいです。

まずは週1日から活動を始めてみませんか？  
 登録の申し込みは各小学校へお願いします

